

みんなので支え合う



国民健康保険

よくある質問にお答えします

来月で会社を定年退職する場合、健康保険の手続きはどつすればよいですか？

日本では、国民皆保険制度により必ず会社の健康保険や国民健康保険など、いずれかの健康保険に加入しなければなりません。会社を定年退職する場合の医療保険は、退職後の就業の有無や家族の状況によって異なります。

- ① 再就職先が決まっている場合、再就職先の健康保険に加入する
- ② 健康保険加入の子などの被扶養者となる

退職後、収入の見込みが年間130万円(60歳以上もしくは障害年金等を受給されている場合は180万円)未満で、子などの収入により生計を維持されているなどの条件を満たす場合、健康保険の被扶養者になることができます。

ただし、勤務先の健康保険により、扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

なお、被扶養者になられても、健康保険料の負担はありません。

③ 任意継続被保険者となる

退職によって会社の健康保険の被保険者の資格を失っても、一定の条件を満たし、退職日の翌日から20日以内に手続きされますと、2年間継続して被保険者になれます。

ただし、退職後の健康保険料は事業主負担も含め、全額自己負担となりますのでご注意ください。

④ 国民健康保険に加入する

①～③に該当しない場合は、会社の健康保険の資格を失った日から14日以内に、役場住民課へ届け出て、国民健康保険の被保険者となります。届け出には次のものが必要となります。

- ・印かん
- ・退職(職場の健康保険の資格を喪失)したことがわかる証明書

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
 ☎ 6571 有線⑤ 7784

国民年金

一部免除の承認を受けられた方へ

保険料の納付が必要です



国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除(4分の1納付・半額納付・4分の3納付)が承認された方は、免除に該当しなかつた部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることとなります。未納期間になると、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができなくなるので、「ご注意ください」。

納付書がお手元ない方は、草津年金事務所に「ご確認ください」。

| 一部納付 | 保険料額 (平成23年度) |
|--------------|---------------|
| 1/4納付(3/4免除) | 月額 3,760円 |
| 半額納付(半額免除) | 月額 7,510円 |
| 3/4納付(1/4免除) | 月額 11,270円 |

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 草津年金事務所
 ☎ 6571 国民年金課
 有線⑤ 7784 ☎ 077-156712220